

比較思想論の展開と問題としてのコスモポリタニズム

——カント、ヘルダーリン、ニーチェ——

岩脇リーベル豊美

はじめに

コスモポリタニズム思想には、比較思想論を展開する方法として検討の余地が残されていると思われる。中村元はコスモポリタニズムの理想を古代ヘレニズム世界、仏教、及びカントの『永遠平和』の「世界市民 Weltbürger」に求め、世界共同体の可能性を「協和、和の精神の実現」に探っている。現在ドイツのグローバライゼーションをめぐる議論でもコスモポリタニズムの持つ平等の理念の可能性についてウルリッヒ・ベック (Ulrich Beck 1944*) の社会学的コスモポリタニズムやユリアン・ニダーリュエリン (Julian Nida-Rümelin 1954*) の倫理学的コスモポリタニズム等が論じられている。拙論は一八世紀後半から一九世紀後半にかけてのドイツ及びヨーロッパの歴史的背景（ドイツにおける

小国分化、フランス革命、プロシヤによるドイツ統一及び民主化等）を考慮しながら、カント (Immanuel Kant, 1724~1804)、ヘルダーリン (Friedrich Hölderlin, 1770~1843)、ニーチェ (Friedrich Nietzsche, 1844~1900) に限ってはあがあるが、国家及び文化概念を見た上でその三者のコスモポリタニズムの萌芽、それに相当する政治・文化思想の展開を考察し比較思想論の可能性について問うものである。

一 『永遠平和のために』(一七九五) におけるカントの世界市民法

カントのコスモポリタニズムは「永遠平和」の理念に関連して法的・政治的・歴史的に提唱される。常備軍の廃止や内政干渉の禁止等を非戦論の予備条件として挙げた上で、カントは国家間の

永遠平和のために世界市民法の必要性を説く。すべての合法的な体制は国民法 Staatsbürgerrecht/ ius civitatis、国際法 Völkerrecht/ ius gentium、世界市民法 Weltbürgerrecht/ ius cosmopolitanum に分類され、国民法ではまず自然状態を放棄し共和的法体制を持つ、即ち自由で平等な権利を確保された国民が唯一共同の法に従っている国家を前提とし、国際法でそれらの独立した国家が国際的な連邦制度を構成することが求められている。国際法は、諸民族がそれぞれ異なった国家を構成しながら単一の国家に非統合の状態で、いかにして諸民族を支配すべき法が定められるかという観点の下、ある国家と、その国家と連盟した諸国家の自由を維持することを目指す。それは「交戦権」としての国際法及びその戦争を終結させる一時的な和平条約ではなく、また諸民族が一つの国家に統合されて世界共和国 Weltrepublik を形成する法的体制でもなく、平和連盟 Friedensbund と呼ぶべき理性に基づいた法・権利の理念である。それに続き世界市民法を論ずる上で、カントは人間愛ではなく法・権利の立場から、世界市民法を普遍的な「欲待 Hospitalität」つまり「厚遇性 Wirt-baekait」という条件に制限している。それは外国人が他国の土地に踏み入ったという理由で、その外国人が平和的に振る舞う限りその国から敵対的に扱われない権利であり、「訪問の権利 besuchrecht」に限定され、当面家族の一員として遇するというような「客の権利 Gastrecht」ではない⁵⁴。この欲待の権利の根拠は

地球が球体であることに認められていて、その表面に人間は無限に拡散して居住することができないため、そして誰も地球のある場所に移住する権利を他の人よりも多く認められることはないため、互いに共存するための実現可能な権利である。カントはこの欲待の権利と異なる国家間の往来について、

外国からの訪問者に与えられたこの欲待の権利は、旧くからの住民との交通を試みる可能性の条件であるに過ぎず、この権利が認められることによって、世界の遠く離れた大陸が互いに平和な関係を結び、そしてこの関係が公的で法的なものとなり、人類がついには益々世界市民法体制に近づくことが期待できるのである⁵⁵。

と述べる。一つの強大国が世界王国を樹立して他諸国を統合することは、統治範囲の拡張により法がその威力を失い、「魂のない専制政治」が生まれ無政府状態に陥ることを意味している。そこでカントは、自然が「諸民族の混淆を阻止し、分離された状態を維持するために、さまざまな言語と宗教の相違という二つの手段を利用して」と考え、それら民族間の「差異」は、「諸民族のうち他民族を憎む傾向を育て戦争のきっかけを与えるものであるが、一方で文化を向上させ、人民が原理的に一致して平和な状態で互いに理解を深め合うようにする力を發揮することから、相互理解による平和連盟という永遠平和確立のための消極的条件を、世界国家という積極的理念に替えて立てるのである。永

遠平和を意図することで、自然の意図⁽⁹⁾と啓蒙的な理性の使用によって自由と文化が確保される世界市民社会の実現のための条件が保障されることになる。ここでは国家及び国民国家は法的・政治的単位としてのみならず文化の単位としても考えられている。法哲学中でも国民を「一つの意志、つまり体制のもとに結合された」人間の集団と定義している⁽¹⁰⁾。カントの世界市民法は国民国家の原理に対立するものではなく、ある国民国家の法秩序の適用範囲から別の国民国家へと踏み越える際に顧慮すべき規則を与えるものであり、「外国人の他国の土地に踏み入る権利」としての相互的訪問権が国家間の境界を消滅させるのではなく、その存在を前提とするのである⁽¹¹⁾。ベックはカントの世界市民法を、それが国家世界の無政府状態とその軍事紛争への傾向を基礎としているところから、現実的であると位置づけている。それは超国家的でも超国民的でもなく、むしろ世界市民法の正統性が啓蒙主義的樂觀論の前提である連邦共和制の原則へと発展する国家世界という前提の下で根拠付けられているが、ベックは、現実的コスモポリタニズムがナショナリズムを否定するものではなく前提とし、「コスモポリス的ナショナリズム *kosmopolitischer Nationalismus*」⁽¹²⁾に変容させるとも見る。それ故ある国家の安定が他者との関係で欠如すれば、コスモポリタニズムそのものが夢想郷へ移行する危険が顕現するだろう。

二 コスモポリタニズムの転換

そこで、カントの法哲学的コスモポリタン思想との関連でロマン主義的観点も念頭に置き、ヘルダーリンおよびニーチェの文化・社会的コスモポリタニズムを考察すると、それには愛国主義やナショナリズムの正確な対立ではない要素があると思われる。両者は古代ギリシアに真理の原型を探り、「漂泊者」として「故郷」および「祖国」を出て放浪し、自国と自国人批判を重ねながら統一のヨーロッパの歴史観や政治観のバースベクティヴを形成してゆくが、ヘルダーリンは「ヒューペリオン」に、ニーチェは『ツァラトウストラ』に主に国家、祖国、故郷、革命、愛等を政治的理念として語らせコスモポリタニズムのあり方が明らかになる。

二一 ヒューペリオンまたは愛国心

ヒューペリオンに語らせる前に、まずカントの超越論的哲学及び実践理性に結び付けて来べき觀念論の理念が語られている断章『ドイツ觀念論の最初の体系計画』(二七九七)で、カントを相統しながらもその意図する世界市民法とは異なる方向への転換点を見てみたい。この筆者とされるヘルダーリンは国家について、人類という理念が先行する。「……機械的な何ものかである国家理念は、機械に関する理念が存在しないように存在しない

い。自由が対象とするものだけが理念といえる。我々は国家を超出しなければならぬ、どんな国家も自由な人間を機械的齒車装置として扱うからだ。「……永遠平和等の諸理念とはより高い理念に従属する一つの理念に過ぎない」¹³⁾

と、国家、制度、政府、立法を「全く悲惨な人造物」とし、「道徳世界、神性、不死なる理念」、「知的世界を内に秘め、神も不死性も自己外に探すことの許されないあらゆる精神の絶対的自由」を人類史のための原則として計画する。小説『ヒューペリオン』(二七九七)では、「国家は強請することができないものを要請してはならない。愛と精神が与えるものは強請することはない。『……』国家とは生の核心の周りの荒い外皮に過ぎない。それは人間の果実と花の庭にめぐらされた扉である」¹⁴⁾と近代国家の法・権利のもつ幻想性を否定し、人間の生の「愛と精神」による革命が目指される。

『ヒューペリオン』は主にドイツ人ベラルミンに綴った書簡から成り立つ小説である。主人公ヒューペリオンは一八世紀半ばに自然と平和の南ギリシアに育ち、祖国ギリシアの歴史に感銘を受けて一七七〇年に起こったオスマントルコに対するギリシアの解放運動に参加する。しかし勝利の後、彼の指揮のもと祖国の自由のため闘う兵士が略奪者や殺人者になるといふ暴挙を経てまた彼も負傷する。これは破綻したフランス革命への失望のメタファーであり、ヘルダーリンは革命的活動が暴力とテロの傾向につながる

として距離を置き、文化・精神的目標を政治的現実的手段で闘うことを否定する。ギリシア的笑を体現する女性ディオティマに対するヒューペリオンの愛、及び広い意味での自然や芸術に対する愛によって共同体を形成する効力が示され、最終的には「最後にただ一つ愛すべき人類」の構想が浮かぶ。

「人類の根幹から新しい世界が発芽する。新しい神が人類を治め新しい未来が人類の前に明らかになる。『……』私は学ぶために漂泊に行かなければならない」と、人間と神々との愛を語るヒューペリオンに「あなたは伊独仏の国々に赴き、『……』それからこの『ギリシア』国民の教育者になるでしょう」¹⁵⁾とディオティマは世界市民的要素と愛国心を告げる。そのディオティマの死によってヒューペリオンは異邦人、故郷喪失者となりドイツへ放浪するが、いわゆる「毒舌談話 Scheitrede」で知られる書簡にはドイツ的文化形態を批判し、

古代からの野蛮人、勤勉さと学問によって、宗教によってすら野蛮になり、かの神々しい感情に深刻に無能力で、神聖なる典雅の幸運に対して骨の髄まで腐敗しており、どんな慎重な深い精神にとっても侮辱的な誇張と貧困さの具合、棄てられた器の破片のように鈍く不調和である。『……』ドイツ人より四分五裂な民族をおよそ思い浮かべることができない。職人を見るだろう、思想家を見るだろう、僧侶、主人と奴隸、若者と中年、しかし人間は見えない。『……』手や腕などすべて

の四肢がばらばらに入り乱れて横たわる戦場ではないか⁽¹⁸⁾と嘆いた後、「民族が美を愛するところ、彼らの芸術家の精神を敬うところ、そこには生命の空気の如くに普遍精神の風が吹き、「：」あらゆる人間の故郷はそのような民族の下にあり異邦人も留まろうとするだろう」と、ヒューベリオンは祖国ギリシアに戻り隠遁者として孤独のなかで風景美や自然美に自らの苦悩を克服する。ここでヘルダーリンは過去のギリシア文化の偉大さと比較して現今のドイツを測定しているが、それは時間的空間的他者との関連での自己批判であり、分裂したドイツ民族の革新への希望であったともいえる。「ヒューベリオン」の序章でヘルダーリンはドイツ人への愛を奮っており、フランス革命直後、愛国心という概念が排他的ナショナリズムの意味で理解されていない時代だったということも考慮すべきであり、文化比較及び統合としての世界市民的ヒューマニズム⁽²¹⁾の試みの段階と考えられないだろうか。

二二二 ニーチェとノマド

次に世界市民的視点を持ってニーチェの政治思想を見てみたい。ニーチェにとって一九世紀後半の国民国家とは「新しい偶像⁽²²⁾」であり、反時代的なルサンティマンの症候であるナショナリズムが「今世紀」「一九世紀」の病氣」と診断される。地理・風土的に定義された空間における有機的發展や共通の人民と言語というような自然の産物としての国家性の古典的前提は役割を果たさなくな

っている。他民族との文化的な理解・解釈という意味で、「人間的、あまりにも人間的」の諸民族の枠を超えた相互理解が示された「上手な書き方を学ぶ」と題する断章に、ポリス社会の終焉の後「良きヨーロッパ人」としてより上手に書くことが重視されるとある。それは、

伝達価値のあるものを考え出し、それを實際伝達すること、つまり隣国人の言語に翻訳可能にすること、我々の国語を習得する外国人たちを理解にみちびくこと、またあらゆる善が共有財産となり、自由な人々にすべてが許されることを目指して努力することである。最終的には地上の全文化の指導と監督という大いなる課題が良きヨーロッパ人の手に帰するところの、今なおまだ遠い事態の準備をするということ⁽²³⁾

である。ヨーロッパの文化的帰属意識からヨーロッパ圏の文化統合、世界統合が目指され、グローバルなヨーロッパ中心主義への傾向が窺えるが、それにとどまらず「ヨーロッパ人、そして諸国民 *Nationalstaaten* の破壊」と題して次のように述べる。

商業や工業、書物・手紙の行き来、あらゆる高等文化の共通性、居住地の速い移動、あらゆる非土地所有者の現今のノマド生活など、このような状況は必然的に諸国民の、少なくともヨーロッパ諸国民の弱体化を、ついには諸国民の破壊をもたらし、それらから永続的異種交配の結果としての一つの雑種、ヨーロッパ人による雑種が生じるに違いない⁽²⁴⁾。

ニーチェにとって来るべきヨーロッパ人という種族の誕生はまずグローバルなコミュニケーションの発達という物質的前提に、次にノマドの精神構造の前提に、そして民族の混淆としての生理学的前提に結びつき、その過程で「良きヨーロッパ人」としての「行為による諸国民の融合」が進められる。その際ドイツ人による「諸民族の通訳や仲介者」の役割及び「力強いヨーロッパの雑種育成」が問題となるときユダヤ人の行動力や知性といった文化的役割は評価されている。ここでニーチェはヨーロッパ文化の西洋化を「ヨーロッパの課題と歴史をギリシアの課題と歴史の継続とする」ことと理解し、それはキリスト教による東洋化に対しユダヤの自由思想家等の功績であるという。国民国家で通常異質とされるユダヤの生存を自己文化の生成過程に有効に見いだしている点も、ニーチェにとって異なる種族の統合分裂が国家的アイデンティティを持たないノマド的生存を意味している。

「良きヨーロッパ人」のあり方では既に、ナシヨナリズムや国粹主義に支えられた小国分立状態のヨーロッパを超える「大政治」という政治的イデオロギーの理想であり、ここでは「一つのヨーロッパ」が目指されている。ニーチェはナポレオン、ゲーテ、ベートーヴェン、スタンダール等を「今世紀すべての深く広範囲な人間たち」として、表面上は愛国者になったり祖国派に属したりしながら統合への道を準備をしたとする。その一方、文明、人道化、進歩といった特色で示される一九世紀後半ヨーロッパの民主

主義化運動は道徳的、政治的前景であって、その背後には「ヨーロッパ人の近似化の過程」として「風土的、階級的に拘束された人種 *Races* を生じさせた諸条件からヨーロッパ人が解放され、本質的に超国家的ノマドといふべき種類の人間の出現」という生理学的過程が想定されている。自己の異質との融合という意味でも遍歴する「近代人」は「故郷喪失者」であり、自己の地域的、文化的、宗教的、国民的帰属意識としての故郷や祖国を既に持たず、人間という典型の強化と向上に関し「新しい秩序」としての権力形態が必然的に望まれる。ここでは民主主義化とともに畜群と呼ばれる均等化凡庸化された人間が生まれる一方、それらの物質的精神的な専制支配者である強靱な人間も準備されるという意味で、危険、戦争、冒険が自然として肯定される。

ニーチェにおけるヨーロッパのノマド的文化的構想にも人類という構想が見えるものの、カントやヘルダーリンにあつたように一つの目標としての人類や人類平和は明示されず、それは観念論的人类概念の見直し、むしろ自他の多様化と拡大の容認とも捉えられる。数多くの国土と民族を訪問してきたツアラツウストラはいう。

これまでに千の目標が存在した。千の民族が存在したからである。「……」一つの目標がかけている。人類はまだ目標を持っていない。「……」人類にまだ目標がかけていないのである。あれば、同様にまた人類そのものがかけているのではないか。

三 終わりに

以上のように三思想家を比較すると、その理想と方法はそれぞれ異なる。カントは永遠平和のために法哲学的歴史哲学的方法によって、ヘルダーリンは美の実現のためにギリシア精神回帰によって、ニーチェは強靱で高級な種族のために生理学をもって国家・文化間の関係及びその理解がなされている。カントが示すように、政治的コスモポリタニズムはグローバルな国家性モデルでの国民国家的アイデンティティを文化的アイデンティティよりよく統合可能にする条件を検証し、文化的・社会的コスモポリタニズムは国民国家的政治モデルを克服しグローバルな連邦制度の秩序に埋没することを拒否しつつも、ニーチェのように、国境を越えた世界について語るための社会的相互依存性の増進と文化的アイデンティティのハイブリッド化を期待する。しかしまた、民族間の愛憎は政治が規範基盤を失うとき常に戦闘的主張をする危険性があり、ヘルダーリンのように立法化とは異なる愛や精神による試みも見いだされる。

現実的コスモポリタニズムでは、自己のみならず他者、他国、他文化への承認がそれらを理解するための中核とされ、自己の自由権保護と他者の他者性の保障という原則を守るために圧力によってのみ制圧できる敵を生み出すことにもなり、その原則自体を破らざるを得ないという矛盾も否めないであろう。しかしニダー

リュメリンがいうように、現在のコスモポリタニズムは国民国家か世界国家かという二者選択に立っていないほど政治・経済・社会・文化的に多重に開かれる可能性を示し、国民国家当局に対する国際的裁判権や裁可権の構築はヨーロッパ統一で既に実行されているのである。コスモポリタニズムの比較思想は、その思想が持つ構造を現在の思想展開に示唆を与えるはずである。

(1) Vgl. Julian Nida-Rümelin: Zur Philosophie des Kosmopolitismus, in: Zeitschrift für Internationale Beziehungen 13. Jg. 2006, Heft 2, S.227~234 ニダーリュメリンは感情移入と自己の関心を最適化することの回遊によるコオパレーション概念を立てる。

(2) 国家の形式をカントは「支配の形式」と「統治の形式」の二つの方法で区別し、前者に君主制、貴族制、民主制を、後者に共和制と専制性をあげ、共和政体が行政権と立法権が分離されている国家原理であり、民主制は専制的政体で自由に矛盾するという。Vgl. Immanuel Kant: Zum ewigen Frieden. Ein Philosophischer Entwurf, in: Wilhelm Weischedel (Hrsg.): Immanuel Kant Werke in sechs Bänden Bd.VI, Darmstadt, 1983, 203~209. (以下「Frieden」略す。拙訳)

(3) Vgl. ebd. Frieden 210~213

(4) Vgl. ebd. Frieden 213ff. その意味でもカントは、ヨーロッパ列強による植民地主義を批判している。Vgl. ebd. Frieden 214f.

(5) Ebd. Frieden 214.

(6) Ebd. Frieden 225f.

